業務委託契約書

株式会社●●●●（以下「甲」という。）と●● ●●（以下「乙」という。）は、次の通り業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（業務内容）

1. 甲は、販促サポート業務（以下「本業務」という。）として次の業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。尚、本業務の詳細は別紙仕様書に記載の通りとする。
   * + - 1. SNSアカウントの運用
         2. SNS用のコンテンツ作成に関する業務
         3. SNS用の取材や撮影、その他

（業務の委託期間）

1. 本業務の委託期間は、20●●年●月●日から20●●年●月●日迄とする（以下、委託期間の最終日を「委託期間満了日」という。）。

但し、委託期間満了日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも書面による特段の意思表示の無い場合、本契約は委託期間満了日の翌日から同一条件にて６ヶ月更新されるものとし、その後も同様とする。

２．乙は、本契約締結後速やかに、本業務の遂行に係る工程表を甲に提出するものとする。

（業務報告）

1. 乙は本業務の遂行にあたり、甲の求めに応じて又は適宜、業務の進捗状況等必要な事項を甲に報告しなければならない。

（業務委託料等）

1. 甲は、本業務の対価として以下の業務委託料及びこれに係る消費税等を支払うものとする。

業務委託料　　　　　　月額●●●●円也

（業務委託料の支払）

1. 甲は、前条の業務委託料及び消費税等を次の通り乙に支払うものとする。

１．甲は、当月分の業務委託料及び消費税等を翌月末日までに乙に支払うものとする。

２．甲は、前項の業務委託料等を次に定める銀行預金口座への振込により支払うものとする。

●●●●銀行　●●支店　普通　口座番号●●●●●●●

名義：●●　●●

（本業務遂行に係る費用）

1. 乙が本業務遂行のために要する費用は全て乙が負担するものとする。

２．前項に拘わらず、甲が乙の負担とすることが妥当でないと判断した費用については、甲がこれを別途負担するものとする。

（善管注意義務）

1. 乙は、高度な専門的知識、技量、判断及び善良な管理者の注意をもって、本業務を遂行するものとする。

（乙の体制、責任者）

1. 乙は、本契約締結後速やかに、乙の本業務を遂行するための体制及び責任者を甲に書面により通知し、甲の承諾を得るものとする。

２．前項により提出した乙の体制及び責任者に変更が生じる場合、乙は予め甲の承諾を得るものとする。

３．甲が、本業務を遂行するための乙の体制、責任者が不適任であると判断し、乙に対応を求めた場合、乙は速やかに体制、責任者の変更等の対応を取るものとする。

（再委託の禁止）

1. 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ない限り、本業務の一部又は全部を第三者に委託することができないものとする。

２．前項により乙が本業務を第三者に再委託する場合、乙は当該第三者の受任に基づく行為の全てについて、甲に対して責任を負うものとする。

（情報の提供）

1. 甲は、本業務を遂行するために必要な情報、資料等を特段の事情がない限り乙に提供するものとする。但し、乙は、甲から受領した情報、資料等につき、第１５条に定める守秘義務を遵守しなければならない。

（知的財産権の帰属）

1. 乙による本業務の遂行の過程で得られた発明、考案、意匠、商標、著作物その他成果物（第２２条第４項に定める作成途中のものを含む。）に関する特許、実用新案登録、意匠登録を受ける権利その他登録を受ける権利及び特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権（著作権法第２７条及び第２８条の権利を含む。）その他一切の知的財産権（ノウハウを含む。但し、乙が従前より有していた知的財産権（以下「既存知的財産権」という。）を除く。以下、これらの権利を総称して「本知的財産権」という。）は、甲に帰属するものとする。尚、当該帰属の対価は、第５条の業務委託料に含まれ、甲から乙に対する別途の対価の支払は行わないものとする。また、甲は、本計画のために、既存知的財産権を無償で実施・利用できるものとする。

２．乙は、甲に対し本知的財産権及び既存知的財産権に関する著作者人格権を行使しないものとする。

３．乙は、本知的財産権の取得に当たり第三者の権利（特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権を含むがこれらに限られない。）を侵害していないことを保証し、万一甲が第三者から本知的財産権の実施・利用に関して何らかの請求、異議申立て等を受けた場合は、乙は自らの責任と負担においてこれを解決するものとし、甲がこれらの紛争解決のために要した費用（合理的な弁護士費用を含む。）についても負担するものとする。また、乙が本知的財産権に関し第三者から何らかの請求、異議申立て等を受けた場合は、直ちにその旨を甲に通知し、乙は自らの責任と負担においてこれを解決するものとする。

４．乙は、規則等により、本業務の遂行の過程で得られた発明、考案、意匠等（以下「発明等」という。）について、発明者等から当該発明等を受ける権利の承継を受けるか、又は使用者の原始帰属とすることで、当該発明等を受ける権利を取得することを保証する。

５．本発明等の発明者等に対する補償は、乙の責任と負担において行うものとする。

６．乙は、本業務の遂行の過程で得られた著作物について、乙以外の第三者が著作者であるものが含まれる場合、当該第三者から著作権（著作権法第２７条及び第２８条に定める権利を含む。）を譲り受けることを保証する。また、乙は、当該第三者に対し、甲に対して本知的財産権に関する著作者人格権を行使しないことを約束させることを保証する。

（権利義務の譲渡禁止）

1. 甲及び乙は、本契約に基づく権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することはできない。

（本業務の遂行による損害）

1. 乙が本業務の遂行に際して甲又は第三者の権利を侵害し、若しくはこれらの者に損害を与えた場合（本業務の成果物が第三者の権利を侵害した場合等を含む。）、乙は自らの責任と負担により解決しなければならず、甲に負担をかけないものとする。但し、甲の責に帰すべき事由により生じた損害については、甲が負担するものとする。

（守秘義務）

1. 本契約でいう秘密情報とは、有形、無形の別を問わず、本契約に関連して甲が乙に開示し、又はその入手方法に拘わらず乙が甲及びその関係者から知り得た情報、資料等をいう。但し、次の各号に該当するものを除く。
   * + - 1. 甲から入手した時点で、既に公知となっているもの
         2. 甲から入手した後、乙の責に帰すべき事由によらず公知となったもの
         3. 甲から入手した時点で、既に自ら保有していたもの
         4. 甲から入手した後、第三者から守秘義務を負うことなく合法的に入手したもの
         5. 甲から入手した後、秘密情報を利用することなく独自に合法的に開発、取得したもの
         6. 正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく適法に開示されたもの

２．乙は、秘密情報を本業務の遂行に必要な範囲でのみ使用するものとし、甲の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩してはならない。但し、以下の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

1. 本業務に従事する乙の役員、従業員に開示する場合
2. 本業務を遂行する上で、自らと委任関係にある弁護士等法律に基づく守秘義務を負う公的資格を有する者に開示する場合
3. 法令等に基づき乙が開示義務を負っている場合、又は官公庁・裁判所等の公的機関から正当な権限に基づき開示を求められた場合

３．乙は前項により甲の同意を得て秘密情報を開示した第三者に対して、本契約と同等の守秘義務を負わせなければならない。

４．乙は、秘密情報を漏洩した場合又はその虞が生じた場合、直ちに甲にその旨を報告するとともに、漏洩の拡大防止及び予防のための措置を講じなければならない。

５．甲は、乙に対して本契約に定める守秘義務の遵守状況に関する報告を求めることができるものとし、必要がある場合、乙の事前の承諾を得た上でその遵守状況を監査できるものとする。

６．乙は、甲から開示を受けた秘密情報及び資料について、甲から返還を求められた場合、直ちにその複製物も含めて甲に返還し、又は廃棄するものとする。

７．本条の守秘義務は、本契約終了後も存続するものとする。

（個人情報の取り扱い）

1. 甲及び乙は、甲から乙に提供又は開示された情報・資料等に個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第２条第１項に規定される個人情報（以下「個人情報」という。）が含まれる場合、前条第１項の規定に拘わらず、当該個人情報は秘密情報とみなす。

２．乙は、第２条の委託期間に拘わらず、前項の個人情報について、個人情報保護法及び同法に関するガイドライン等に準じて、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理等必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

３．乙は、安全管理措置を行う責任者を定め、本契約締結後速やかに、甲に対して、かかる責任者の氏名、役職及び連絡先等を通知しなければならない。

４．乙は、本契約締結日から１年が経過するごとに、安全管理措置の実施状況（第１０条第１項により乙が第三者に再委託を行う場合、当該再委託先に対する安全管理措置を含む。）について、甲に対して書面にて報告しなければならない。

５．甲は、乙における安全管理措置の実施状況を確認するために、前項に定める報告の他、安全管理措置にかかる報告、資料の提出又は監査の受け入れを請求することができる。この場合、乙は、特段の合理的な理由がない限り、当該甲の請求に応じなければならない。

６．甲は、前２項の報告、資料の提出又は監査の結果、乙の安全管理措置が十分に講じられていないと認めた場合、乙に対し安全管理措置の改善を請求することができる。

７． 乙は、本業務が終了したとき又は甲の求めがあるときはいつでも、甲の指示に従い、個人情報（その複製物も含む。）のすべてを甲に返却し、又は復元不可能な手段で廃棄若しくは削除（以下「廃棄等」という。）した上で、甲に対し、速やかに廃棄等を行った旨を書面にて通知しなければならない。

（債務不履行解除）

1. 甲又は乙は、相手方が本契約に定める債務を履行しない場合、相当の期間を定めて履行を催告の上で本契約を解除できるものとする。

２．甲又は乙は、前項の規定により本契約を解除した場合には、相手方に対して自らに生じた損害（合理的な弁護士費用を含む。）の賠償を請求できるものとする。

（成果物の契約不適合）

1. 本業務に成果物の提出が含まれる場合において、成果物が種類又は品質に関し本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることが発見された場合、第２条第２項の検収における甲の了承の有無にかかわらず、甲が契約不適合を知った時から１年以内にその旨を乙に通知した場合に限り、甲は乙に対して、契約不適合の修補若しくは除去を請求することができる。また、甲は、その裁量により、乙に対し、成果物の契約不適合の修補又は除去の催告を経ることなく直ちに第５条に定める業務委託料の減額（支払済みの業務委託料の返還を含む。）を請求することができる。

２．前項の減額又は返還請求について、甲はその合理的な裁量により算定する修補費用相当額をもってその金額とすることができる。

３．民法第559条で準用する第562条第1項但書の規定は本契約には適用しないものとし、本条第１項の場合において、乙は、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることはできない。

４．成果物の契約不適合により、甲に損害（甲の事業スケジュール遅延による損害或いは遅延を回避するために要する費用及び合理的な弁護士費用を含む。）が発生した場合、甲は乙に対して、第１項の請求に加えその損害の賠償を請求することができる。

５．成果物の契約不適合により、甲が本契約を締結した目的を達成することができないと判断した場合、前４項の規定に拘わらず、甲は本契約を解除することができる。

（本業務の中断）

1. 甲は、自己の都合により、書面、もしくは電子メールによる通知をもって、乙に対して本業務の中断を請求することができる。

２．前項により中断された本業務を再開させようとする場合、甲は書面、もしくは電子メールをもってその旨を乙に通知しなければならず、乙はこの通知を受けた場合、当該通知に従い本業務を再開しなければならない。再開後の委託期間満了日は、別途甲と乙の協議により甲が定めるものとする。

（約定解除）

1. 甲及び乙は、相手方が以下の各号に該当する場合、履行・是正を催告することなく直ちに本契約を解除できるものとする。
   * + - 1. 差押、滞納処分を受けたとき
         2. 破産、民事再生、会社更生、特別清算等の申し立てがあったとき
         3. 手形又は小切手が不渡りとなったとき
         4. 合併によらずして会社が解散したとき
         5. 営業を廃止したとき
         6. 相手方に対する著しい背信行為があったとき
         7. その他前各号に類する行為があったとき

２．前項により本契約を解除した場合、第17条第２項の規定を準用する。

（不可抗力による解除）

1. 天災地変その他不可抗力により適切に本業務を遂行することが明らかに不可能となった場合、甲及び乙は本契約を解除できるものとする。

２．前項により本契約が解除された場合、甲及び乙は、相手方に損害賠償等何らの請求も行うことができないものとする。

（甲の解除権）

1. 甲は、自己の都合により、いつでも本契約を解除できるものとする。

２．前項により甲が本契約を解除した場合、甲は、速やかに契約解除日までの未払いの業務委託料を日割り計算の上、乙に支払うものとし、乙は、損害賠償その他名目を問わず当該未払いの業務委託料以外甲に請求しないものとする。

（贈賄行為等の禁止）

1. 甲及び乙は、本契約に関連し、国内外を問わず適用ある贈収賄防止法令・規則を遵守するものとする。

（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の事項を確約する。
   * + - 1. 自ら又は自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではなく、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
         2. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約の締結及び履行をするものではないこと。

２．甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、本契約に関して次の行為をしてはならない。

1. 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
2. 偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

３．甲又は乙は、相手方が第１項又は第２項の規定に違反した場合、何ら催告を要せずして、本契約を解除することができる。

４．甲又は乙は、相手方が本契約に関連して締結した契約（以下「関連契約」という。）に関して、関連契約の当事者が反社会的勢力であることが判明した場合、相手方に対して関連契約の解除等必要な措置を講ずることを求めることができる。

５．甲又は乙は、前項の規定により相手方に必要な措置を講ずるよう求めたにも拘わらず、相手方が正当な理由なくこれを拒否した場合、本契約を解除することができる。

６．甲又は乙は、第３項或いは前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に対して第４条①の業務委託料の倍額相当額の支払いに加えて、自らに生じた損害（合理的な弁護士費用を含む。）の賠償を請求することができる。

（契約締結費用）

1. 本契約作成に要する印紙代等の費用は甲乙折半負担とする。

（準拠法、裁判管轄）

1. 本契約に係る準拠法は日本法とし、本契約について甲乙間で紛争が生じた場合、東京地方裁判所を訴訟及び調停の専属的合意管轄裁判所とする。

（規定外事項）

1. 本契約に定めのない事項又は本契約に関し疑義を生じた事項については、甲乙両者が誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲乙各々記名押印の上、各１通を保管する。

２０●●年●月●●日

甲： 東京都●●区●●１－１－１

株式会社●●●●

氏名 記入

乙：　東京都●●区●●１－１－１

　　　　氏名 記入